

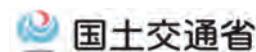
建設産業行政についての今後の取組について

令和5年8月30日
国土交通省 九州地方整備局 建政部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共工事におけるCCUS活用の促進



- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行
(事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点)

【土木工事】(R4年度実績・予定(R5.2末現在)、青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事
(義務化: 76件、WTO対象工事)
(活用推奨: 94件、Bランク以上)

- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある45都道府県において、直轄Cランク工事でのモデル工事を試行
(活用推奨: 214件、Cランク工事)

- 農水省もR5.1以降入札公告分から試行

【営繕工事】(R4年度契約)

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
(全国で42件)

【港湾・空港工事】(R4年度契約)

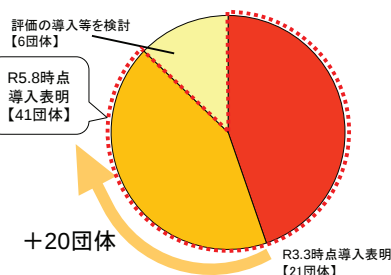
- CCUS活用モデル工事
(全国で119件)

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

- 41道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※ 市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施

(令和5年8月15日現在 国土交通省調べ)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度:20件で適用)
- 水資源機構においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施。その他本社契約の土木一式工事は推奨モデル工事として原則実施
- R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。また阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施(R3年度:38件)。
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績(京教大等)

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**45都道府県**で実施予定。
 - 都道府県発注工事は、**41道府県**が**企業評価の導入等を表明**し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
- ※モデル工事の工事評定での加点(22道府県)、総合評価における加点(21道府県)、入札参加資格における加点(13県)、カードリーダー等費用補助(16道府県)

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	◎◎
岩手県	●	●★	大阪府	●	◎◎
宮城県	●	◎◎★	兵庫県	●	◎◎
秋田県	●	◎◎	奈良県	●	◎
山形県		△	和歌山県	●	◎
福島県	●	◎◎	鳥取県	●	◎★
茨城県	●	●	島根県	●	◎
栃木県	●	◎◎	岡山県	●	●
群馬県	●	◎◎★	広島県	●	◎◎
埼玉県	●	◎◎★	山口県	●	●
千葉県	●	△	徳島県	●	◎
東京都	●	△	香川県	●	◎★
神奈川県	●	◎◎★	愛媛県	●	◎★
新潟県	●	◎	高知県	●	△
富山県	●	△	福岡県	●	◎★
石川県	●	◎	佐賀県	●	★
福井県	●	◎◎	長崎県	●	◎
山梨県	●	◎	熊本県	●	◎★
長野県	●	◎◎	大分県	●	★
岐阜県	●	◎★	宮崎県	●	◎◎★
静岡県	●	◎◎	鹿児島県	●	◎◎
愛知県	●	◎	沖縄県	●	●
三重県	●	◎★			

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ、うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

- モデル工事等工事評定での加点:さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市など
- ◎総合評価における加点:仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点:川崎市、千葉市、相模原市、郡山市など

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
 - 協会において検討中
- ※カードリーダー等の費用は発注者が負担
※北海道は0.5億~2.5億円
※赤字は令和5年4月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事評定での加点
 - ◎ 総合評価における加点
 - 入札参加資格での加点
 - △ カードリーダー等費用補助
 - ★ 検討中
- ※赤文字は令和5年4月以降に導入を表明されたもの

市区町村発注工事におけるCCUS活用の促進

- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」(令和4年5月20日付閣議決定)を受け、市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和4年6月1日付)を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。
- 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

モデル工事実施



福島県 郡山市
(中核市、人口:32.8万人)

- 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。
- 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上就業履歴情報登録。
- 実施基準を満たした場合、工事成績評定で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

他導入市区町村:

栃木県足利市(人口:14.5万人)
宮城県女川町(人口:0.6万人)
熊本県高森町(人口:0.6万人) 計4自治体

経費補助

福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)

総合評価加点



青森県 八戸市
(中核市、人口:22.3万人)

- 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村:

東京都世田谷区(人口:94.4万人)
東京都大田区(人口:74.8万人)

大阪府豊中市(中核市、人口:40.2万人)
福島県いわき市(中核市、人口:33.3万人)
福島県福島市(中核市、人口:28.2万人)

三重県津市(人口:27.4万人)
東京都府中市(人口:26.2万人)
神奈川県平塚市(人口:25.8万人)
神奈川県茅ヶ崎市(人口:24.2万人)
千葉県流山市(人口:20.0万人) 等23市

宮城県亘理町(人口:3.3万人)
静岡県清水町(人口:3.1万人)
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人) 等9町

宮城県大衡村(人口:0.6万人)
福島県川内村(人口:0.2万人) 計40自治体

入札参加資格



長野県 上田市
(人口:15.4万人)

- 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村:

福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)

宮崎県日向市(人口:5.9万人)
長野県須坂市(人口:4.9万人)
長野県諏訪市(人口:4.8万人)
鹿児島県日置市(人口:4.7万人)
広島県府中市(人口:3.8万人)
島根県安来市(人口:3.7万人) 等10市

和歌山県かつらぎ町(人口:1.6万人)
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)
福島県塙町(人口:0.8万人)
山形県三川町(人口:0.8万人)
山形県大石田町(人口:0.7万人)
奈良県吉野町(人口:0.6万人) 等10町

福島県川内村(人口:0.2万人) 計23自治体

○労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し ○違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ○大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用 ⇒建設業は令和6年4月から適用	
見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間(月平均60時間) ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

4

働き方改革の推進－工期の設定に当たっての休日の考慮

国土交通省

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)より

○・・・根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることもあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

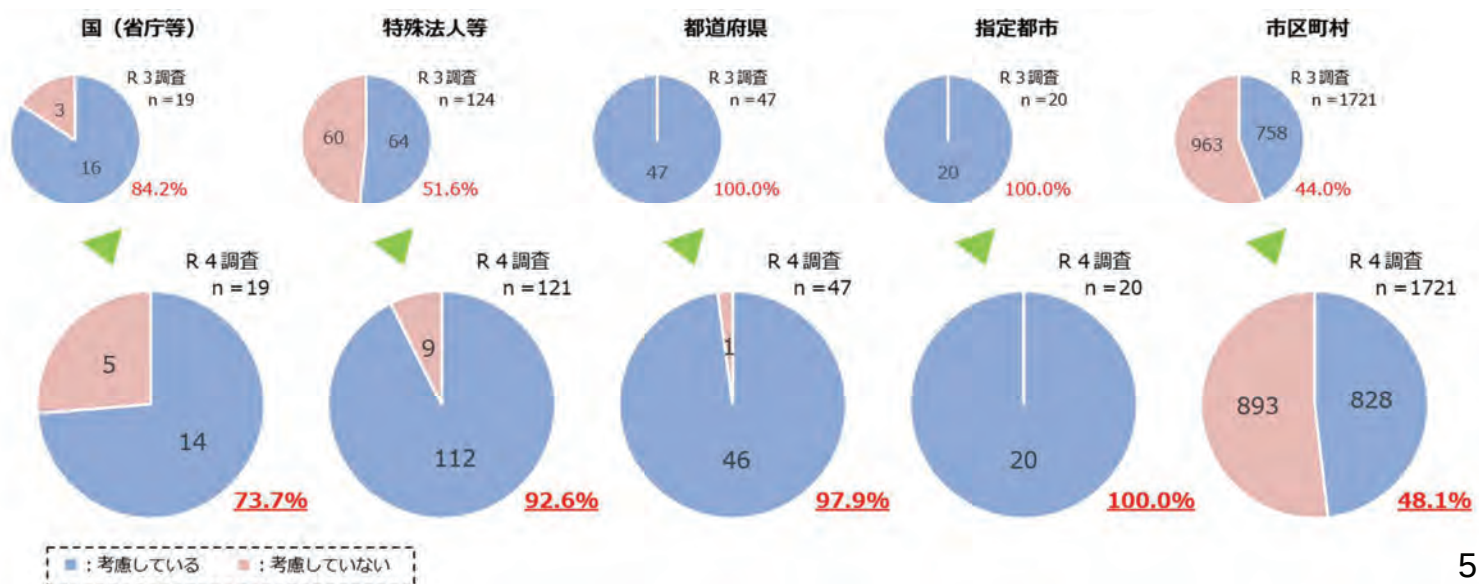
○・・・工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ハ(略)

<適正化指針:第25(1)>

工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、特殊法人等・都道府県・指定都市では9割超だが、国では約7割、市区町村では5割未満にとどまる。

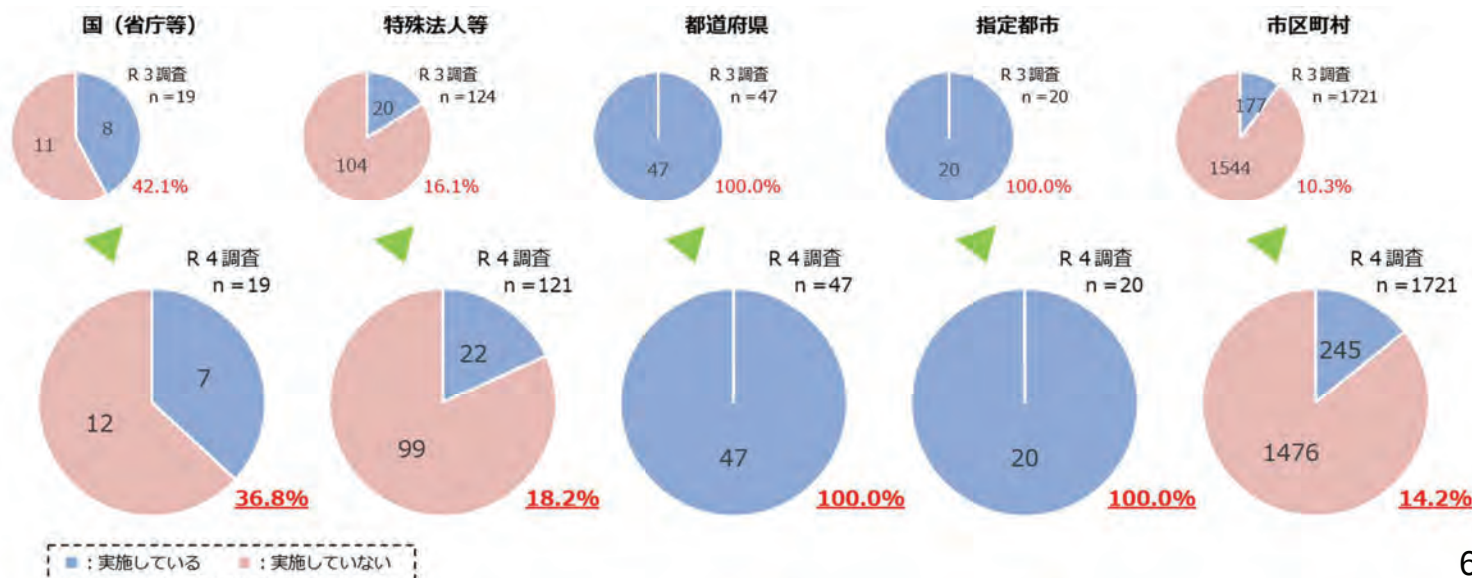


公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

- ・・・根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることもあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
- ・・・工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。
 - イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)
 - ロ～ヘ (略)

<適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体は、都道府県・指定都市では全てだが、国では4割未満、特殊法人等・市区町村では2割未満にとどまる。



6

適正な工期設定

- 令和元年の公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告(令和2年7月)。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準

(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

(前略)建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市(計67団体)で実施**。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

7

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- 仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- 工期設定の指針等を見直し
- 工期の一部の交代制への途中変更を検討
- 新たな経費補正措置の立案を検討
- 公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点

※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（宮城工事、港湾空港除く）

※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- 各都道府県・市区町村との会議の場において各地方公共団体に対して直接働きかけ
- 市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 適正な工期設定について経済団体本部(経団連等)での講演等による周知
- 地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ(予定)

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【**厚労省と連携**】
- 週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

<会議体や説明会を通じた周知>【**厚労省と連携**】

- 都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- 労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

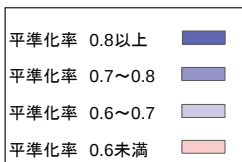
<モニタリング調査による周知・注意喚起>

【**厚労省と連携**】

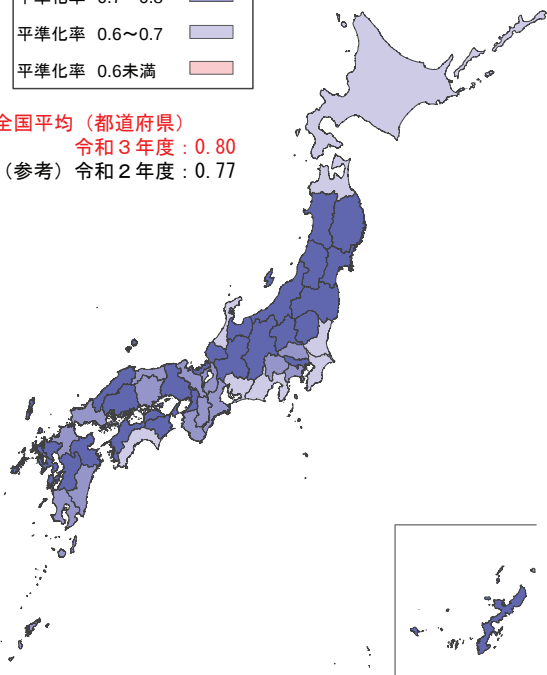
- 調査対象：発注者・元請業者

[施工時期の平準化] 地方公共団体の平準化率

都道府県の平準化率の状況



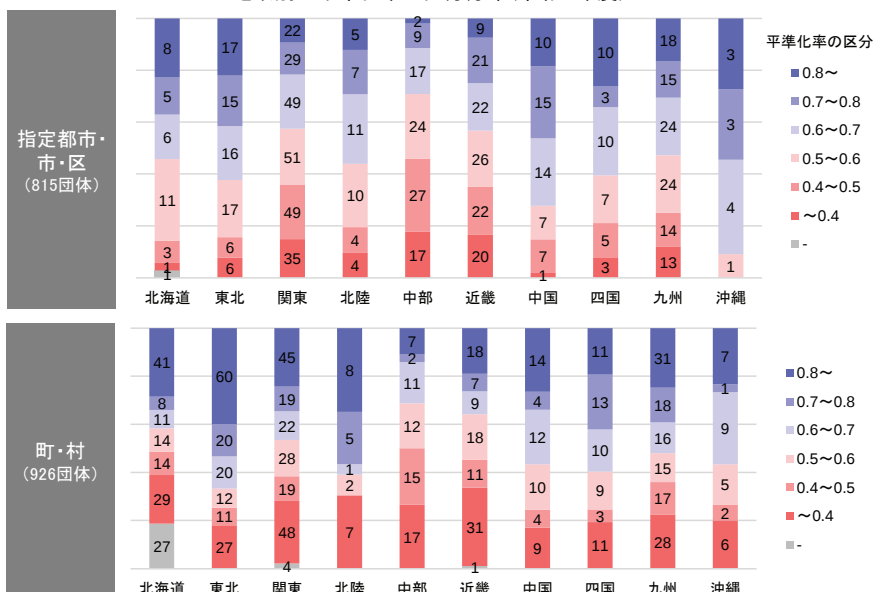
全国平均（都道府県）
令和3年度：0.80
（参考）令和2年度：0.77



指定都市・市区町村の平準化率の状況

地域別の平準化率の区分分布（令和3年度）

※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値（指定都市・市区町村）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69
令和2年度	0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※平準化率の定義：4～6月期の月あたり工事平均稼働件数／年度全体の月あたり工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出（1件当たり500万円以上の工事を対象・令和3年度実績）

※地域区分

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、長野県

北陸：新潟県、石川県、富山県

中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

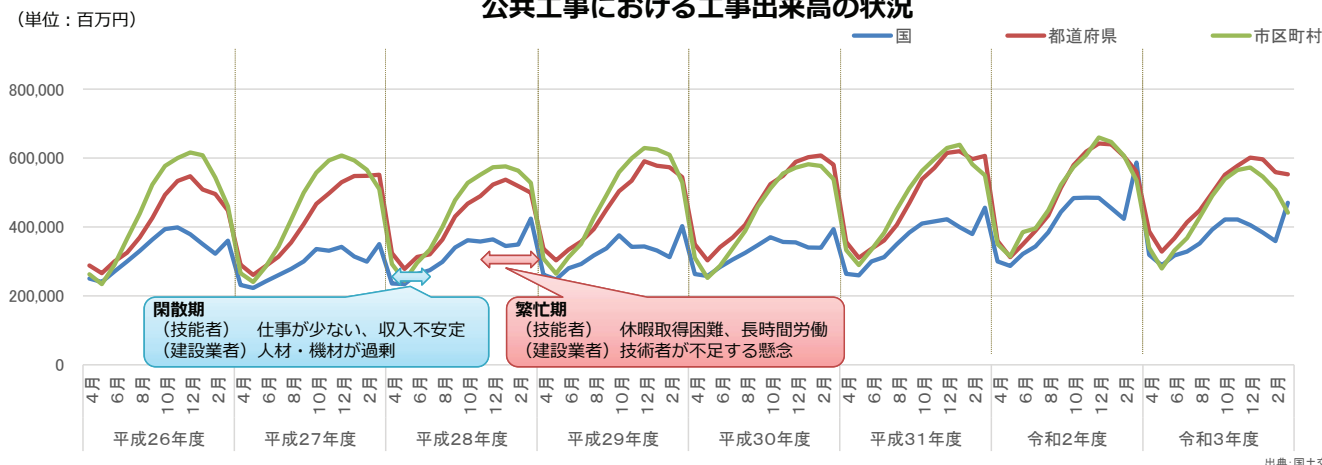
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における工事出来高の状況



施工時期の平準化の推進

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

施工時期の平準化の促進に向けた取組（さしすせそ）

- 平準化を進めるに当たっては、以下の㊴～㊷の取組が有効であると考えられます。

- ㊴ 債務負担行為の活用、㊵ 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）、㊶ 速やかな繰越手続
㊷ 積算の前倒し、㊸ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

債務負担行為の活用（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し（せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）（そ）

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

国土交通省・総務省・財務省において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）第19条※に基づき、公共工事の発注者が適正化指針（同法第17条第1項）に従って講じた措置の状況－入札契約の適正化の取組状況－について、毎年度、調査を行い結果概要を公表。

※参照条文
（措置の状況の公表）
第十九条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。
2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。
3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

調査対象者

入契法の適用対象である以下の各発注者（計 1,928団体）
国（省庁等）：19機関
特殊法人等：121法人
地方公共団体：47都道府県、20指定都市、1,721市区町村

調査対象時点

令和4年10月1日現在
（一部の項目は令和3年度末時点）

主な調査項目

- | | |
|---------------|---|
| ➢ 入札契約方式 | － 一般競争入札・総合評価落札方式の導入 |
| ➢ 入札契約情報の公表 | － 情報の公表方法・公表状況 |
| ➢ ダンピング対策 | － 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入、低入札価格調査基準価格等の算定式・公表時期 |
| ➢ 適正な予定価格の設定 | － 資材単価の更新、請負代金内訳書における法定福利費の明示、建設発生土の搬出先の明示 |
| ➢ 適正な工期の設定 | － 工期設定に当たっての休日の考慮、週休2日工事の実施 |
| ➢ 施工時期の平準化 | － 「さ・し・す・せ・そ」の取組 |
| ➢ 円滑・適正な施工の確保 | － 設計変更ガイドラインの策定、スライド条項の運用基準の策定 |

下線：新たに調査した項目

主な調査結果

ダンピング対策で進展も、工期設定やスライド条項運用に課題。とりわけ市区町村における取組について更なる改善が必要。（次ページ以降参照）

➡ 引き続き、会議等の場も活用しつつ、調査結果を共有するとともに入札契約の適正化に向けた更なる働きかけを推進

12

建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、**スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請**（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における**資材単価の設定状況等について見える化**し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況について**モニタリング調査を実施**

今後の更なる取組

- 地方公共団体における①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査
- 全国の都道府県主催会議（公契連）において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について**市区町村へ直接働きかけ**
- 適切なりリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、**資材価格変動に対応しやすい契約について検討**

13

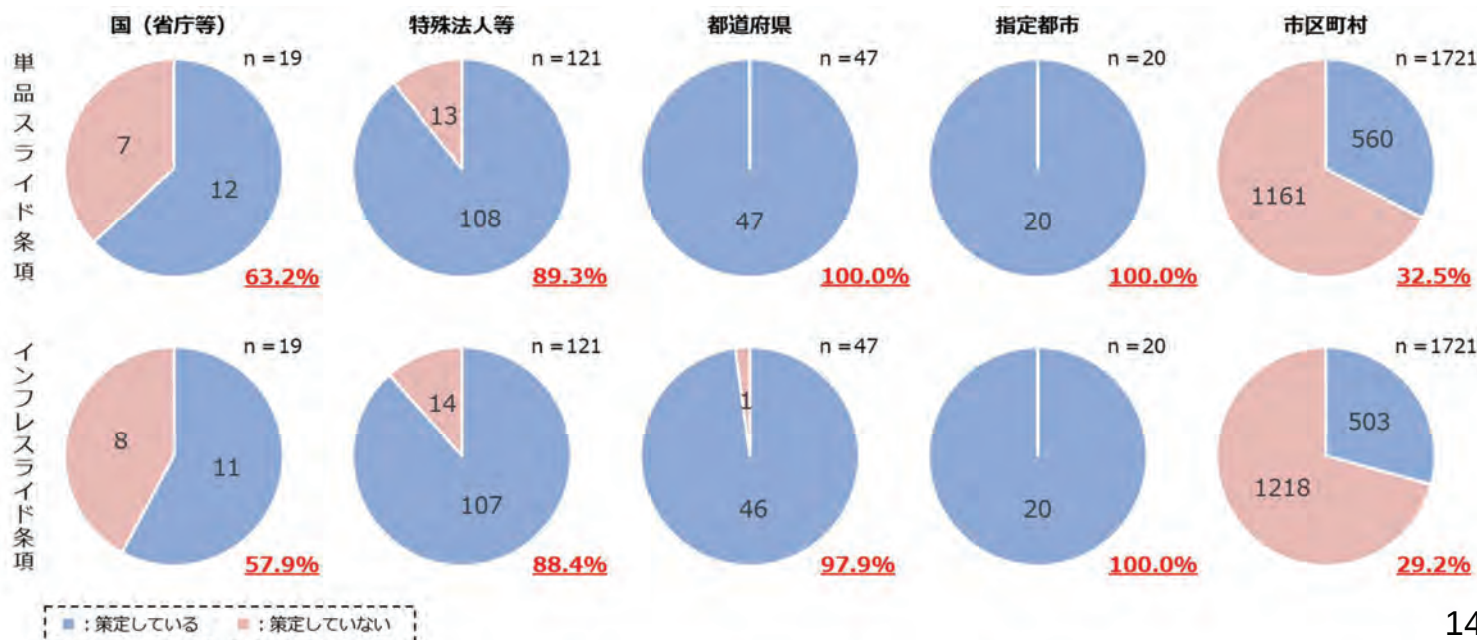
公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、・・・

<適正化指針:第25(4)>

単品スライド条項※やインフレスライド条項※の運用基準を策定している団体は、都道府県・指定都市ではほぼ全て、特殊法人等では約9割だが、国では約6割、市区町村では約3割にとどまる。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項,第6項



14

ダンピング受注の防止・更なる強化の徹底

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となる等の問題

発注者において内在する課題

- ダンピング受注を防止するための適切な措置が講じられていない
- 発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制

○ 公共工事品質法基本方針

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
(中略)・・・ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘されており、・・・

不良・不適格業者が排除されていないおそれ

制度の実効性確保

- 適切な低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定
- 調査基準価格を下回った金額で入札した者に対しての適切な調査の実施
- 一定の価格を下回る入札を失格とする「価格による失格基準」の積極的な導入・活用

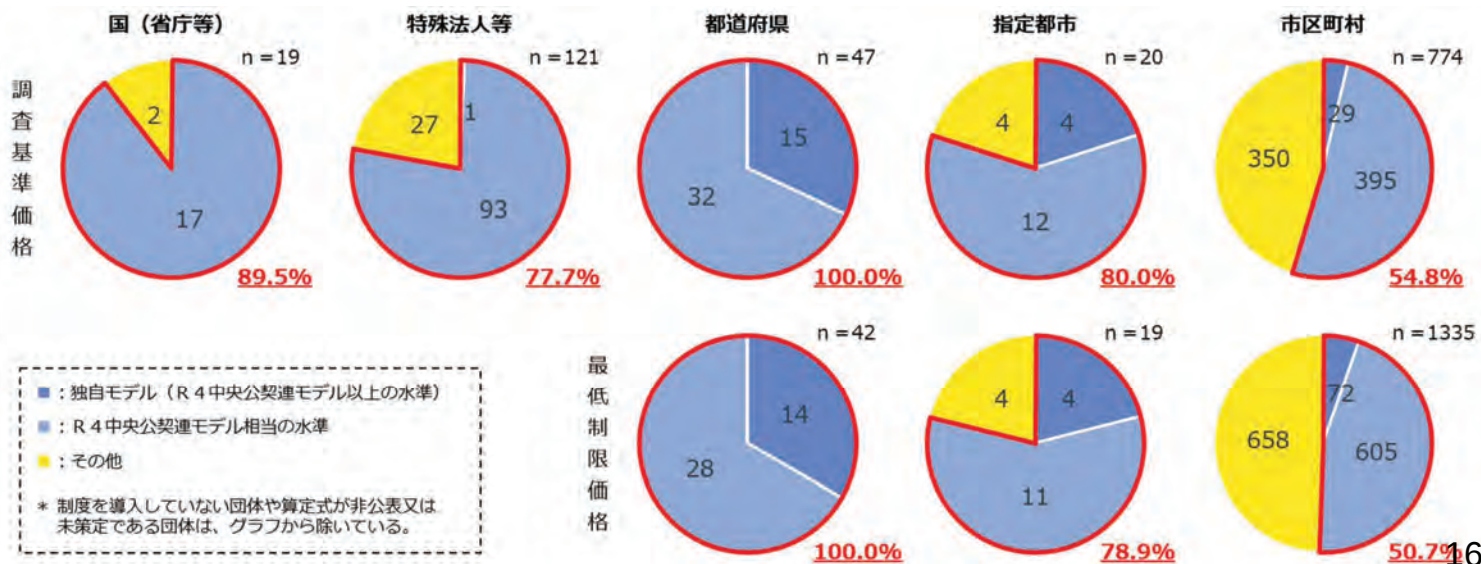
15

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

- ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障をきたすおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。
＜適正化指針：第24(1)＞
- 各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。
＜適正化指針：第24(3)＞

低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式については、標準となる中央公契連モデルが令和4年に改定されたところであるが、全都道府県※など各団体において、この最新の中央公契連モデルの採用や当該モデル以上の水準の独自モデルの使用などが進んでいる。

※ 算定式が非公表である団体を除く。



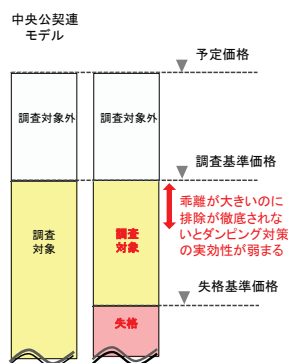
低入札調査基準価格を下回る受注における制度の実効性確保の徹底

- ダンピング受注は、公共工事の品質確保に支障をきたすおそれがあるとともに、公共工事の実施者が適正な利潤を確保できず、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあるため、これを防止する観点から、低入札価格調査の実効性確保が求められる
- 実効性を確保するために、自治体の実情に応じて、以下のいずれかの制度を導入し、組み合わせる活用することなどにより、不適格な業者を排除することが必要

- ① 価格による失格基準
- ② 特別重点調査制度(低入札価格調査より厳格な調査の実施)
- ③ 施工体制確認型総合評価制度

制度を導入しておくことが
ダンピング受注への抑止力
 という観点からも有効

① 価格による失格基準



② 特別重点調査制度

<直轄工事の例>
 ○ 予定価格が1億円以上の工事を対象
 ○ 各費用のいずれかが、予定価格の積算内訳に次に掲げる率を乗じて得た金額に満たない場合

直接工事費	共通仮設費
90%	80%
現場管理費	一般管理費
80%	30%

③ 施工体制確認型総合評価制度

評価点の配点割合(例)		
調査基準以上で入札	標準点100点 加算点40~60点	施工体制評価点30点から減点方式※
※ 施工体制が必ずしも十分に確保されないとする事柄がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点する		
調査基準以下で入札	標準点100点 加算点40~60点	施工体制評価点0点から加算方式※
※ 施工体制が確保されると認める事柄が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加算する		

- 〇 **都道府県公契連との連携体制の強化**について、令和4年度ブロック監理課長等会議において、原則全ての都道府県にて公契連を開催する旨を申合せ。
- 〇 令和3年度に続き、令和4年度においても**全47都道府県にて開催**。その全てにおいて**国交省本省より説明等を行うことにより、全国の市区町村に対して直接働きかけ**。ダンピング対策や施工時期の平準化、円滑な価格転嫁の取組をはじめ、**市区町村レベルの入札契約の改善を推進**。
- 〇 加えて、公共工事の施工確保や建設キャリアアップシステムなど、公共発注者が連携して対応すべき課題についても取組を推進。

説明テーマ

各都道府県における入札契約の改善に関する取組状況

- 適正な予定価格の設定
法定福利費の適切な計上・内訳明示の推進、適切な設計変更、歩切りの根絶、円滑な価格転嫁の取組 等
- ダンピング対策
ダンピング対策の導入、算定式の見直し、価格の公表時期、低入調査の適切な実施 等
- 多様な入札契約方式
- 施工に必要な工期の設定
適正な工期の設定・週休2日の促進
適切な設計変更
- 施工時期の平準化
- 技能労働者の処遇改善
CCUS、保険未加入業者の排除 等
- 業務に関する改善の取組状況
ダンピング対策の導入、適正な履行確保の設定 等



開催の様子
(令和4年10月19日・山梨県公契連(対面))

令和4年度開催実績

【対面 9団体、WEB 32団体、書面 6団体】

都道府県	時期	方式	都道府県	時期	方式	都道府県	時期	方式
北海道	8月	対面	石川県	10月	WEB	岡山県	11月	対面
青森県	2月	WEB	福井県	3月	書面	広島県	10月	WEB
岩手県	11月	対面	山梨県	10月	対面	山口県	2月	WEB
宮城県	9月	WEB	長野県	8月	WEB	徳島県	8月	WEB
秋田県	7月	対面	岐阜県	9月	WEB	香川県	2月	書面
山形県	2月	WEB	静岡県	1月	WEB	愛媛県	8月	WEB
福島県	7月	WEB	愛知県	9月	WEB	高知県	7月	WEB
茨城県	12月	WEB	三重県	8月	WEB	福岡県	1月	WEB
栃木県	2月	WEB	滋賀県	1月	WEB	佐賀県	3月	WEB
群馬県	9月	WEB	京都府	10月	WEB	長崎県	11月	対面
埼玉県	8月	WEB	大阪府	9月	対面	熊本県	2月	WEB
千葉県	11月	WEB	兵庫県	3月	書面	大分県	11月	WEB
東京都	3月	書面	奈良県	8月	WEB	宮崎県	1月	対面
神奈川県	11月	WEB	和歌山県	8月	書面	鹿児島県	10月	WEB
新潟県	8月	書面	鳥取県	11月	WEB	沖縄県	7月	WEB
富山県	11月	WEB	島根県	1月	対面			

18

佐賀県町村会での建設業の働き方改革等の要請

日 時：令和5年8月3日（木） 10：30～10：50 佐賀市内

出席者：佐賀県町村会 10町長

（白石町長、上峰町長、大町町長、基山町長、吉野ヶ里町長、みやき町長、玄海町長、有田町長、江北町長、太良町長）

【概 要】

- 佐賀県町村会の例会で、九州地方整備局建政部長が「建設業を巡る最近の話題～働き方改革と適正な取引～」と題して説明を行いました。
- 建設業界では技能労働者の高齢化が進行する一方、週休2日の普及が遅れていることなどから、若年入職者の確保が難しくなるなど、今後、人手不足の深刻化が懸念されており、労働環境の改善が求められています。これに加え、来年度から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることから、週休2日等を考慮した適正な工期設定での工事発注を要請しました。
- また、労務費や資材価格の高騰などにより、建設業界が利益面でも厳しい状況に置かれていることから、最新の単価による発注や適切な契約変更の実施をお願いするとともに、スライド条項の運用基準の策定等について各町における状況の確認と点検を求めました。
- 出席した町長からは、国を挙げての建設業界のイメージアップを要請され、整備局としても様々な建設業の魅力発信に今後とも引き続き取り組んでいくことを説明しました。また、国・県から各町へ適正な工期や積算等の基準を示すよう要望があり、提供できる資料については提供していきたいと回答しました。

徳元部長の説明



説明の様子



【これまでの実施状況】

- 8月18日（金）に佐賀県市長会、8月21日（月）に長崎県市長会において説明を実施。